

【08年1月31日 中央地連・第3回改正生協法説明会・質疑応答 抜粋】

《○：質問・意見、●：答弁》

- 本年3月31日に決算を行なう生協については、今年度から適用されるという理解でよいか。
- その理解でよい。
- 法定監査の場合と任意監査の場合に分けて説明があった。自生協は任意監査だが、法定監査のルールに近づけた方がよい場合とそうでない場合があるか。あるいは、一律に決めるのではなく、ケースバイケースで考えるべきか。
- 生協法上は、法定監査かそうでないのかだけの整理であり、任意監査生協で法定監査の内容に近づけることは自由だが、法律上法定監査にだけしかできない事項もあるので、それに関してはできないということである。会社法では、任意監査の場合でも法定監査と同じようなやり方ができるという手当てがされているため、定款で公認会計士監査を受けると定めれば、自動的に会計監査人設置会社となる。会社が選択できるようになっている。しかし、生協法ではそのような規定はないため、任意監査生協が公認会計士監査を定款で定めたら会計監査人設置生協になるということにはならない。その点は、注意して対応した方がよい。
- 監事が決算関係書類を受領してから、監査を行なう期間は4週間との説明があった。監事が4週間未満で監査を終えたという場合は問題はないと考えるが、逆に監査に要する期間が短すぎると監事の職務怠慢ということになるのか。それについての基準はあるか。
- その点の基準はない。監事が監査を期間内に終えたということであれば問題ないが、それに対して圧力をかけるようなことは認められない。4週間かからずに監査を終えて、報告書を提出することは監事の判断としてありうる。その期間が短すぎて職務怠慢かどうかは、ケースバイケースの判断になる。
- 員外利用に関して利用分量を把握することが必要となり、それを事業報告書に載せるものと理解していたが、その取り扱いはどうなるか。生協に対する監査で報告できるということではよいかどうか。また、利用分量を把握する場合、根拠となる人数をどのように把握すればよいか。医療生協の場合、外来・入院等があるが、それぞれについて人数を把握する必要があるか。
- 員外利用の利用分量について、事業報告書で報告すべきとは今のところ定められていない。事業報告書に開示をすべきということになれば、通知等で手当てされるものと思われるが、現時点では不明である。利用分量把握の仕方の問題については、改正生協法対策室に問い合わせをお願いしたい。